

練馬区公共施設等景観形成方針の運用状況（平成 27 年度）

練馬区では、良好な景観形成のため景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条に基づき練馬区景観計画（平成 23 年 8 月策定）を定めるとともに景観形成の諸施策について必要な事項を練馬区景観条例（平成 23 年 3 月条例第 10 号）において定めた。

景観計画では、公共施設や公共建築物は、地域の景観まちづくりを先導し、地域のランドマークともなる重要なものと位置付けていることから、新設や新築だけでなく、改修や維持管理においても景観に配慮した整備を行うことが必要である。景観法においても法第 16 条第 5 項によって、国または地方公共団体が建築物等の建築を行う際には、景観行政団体の長である区長に対して、通知を行うこととしている。

景観条例では、公共施設等の整備に関する良好な景観の形成のために「公共施設等景観形成方針」を定め、その運用状況について年 1 回、報告することとしている。

については、以下の通り報告する。

1 景観法第 16 条第 5 項の規定による通知

(1) 工事着手前の通知 21 件

概要については、以下のとおりである。

1	件名	住所	区分	用途	保育園・集会所
	豊玉保育園	豊玉中四丁目 13 番 6 号	改築	階数 敷地面積 延床面積	2 階 1,941.610 m ² 1,549.830 m ²
景観形成に関する考え方	周囲の建物に配慮して、街並みに合った形態・高さを検討した。用途に合わせて、建物の形態や配色・植栽計画を工夫した。				

2	件名	住所	区分	用途	出張所・保育園
	第六出張所	旭町三丁目 11 番 6 号	修繕	階数 敷地面積 延床面積	3 階 1,388.740 m ² 1,239.570 m ²
景観形成に関する考え方	長年運営を続けてきたことを考慮し、既存の色彩を継承しつつ住環境に配慮した新しい色彩を加え、周辺環境との調和を図った。				

3	件名	住所	区分	用途	防球ネット
	開進第四中学校(防球ネット)	羽沢三丁目24番	増築	階数	- 階
				敷地面積	- m ²
				延床面積	- m ²
景観形成に関する考え方	校舎に壁面緑化を設け、自然と一体になった景観造りを行った。敷地外周部の既存樹木を保存しながら工作物の色彩に配慮した。				

4	件名	住所	区分	用途	区民館・保育園
	高松地区区民館	高松三丁目24番27号	増築 色彩 変更	階数	2 階
				敷地面積	2,220.910 m ²
				延床面積	1,278.64 m ²
景観形成に関する考え方	既存建物のため外観上の形状・高さの変更は行わなかったが、増築建物については、高さを平屋建てとし色彩に配慮した。				

5	件名	住所	区分	用途	事務所・集会所
	早宮区民事務所	早宮一丁目44番19号	色彩 変更	階数	2 階
				敷地面積	750.510 m ²
				延床面積	690.480 m ²
景観形成に関する考え方	現況合わせの色彩計画とし、周辺住宅との調和を図った。				

6	件名	住所	区分	用途	防球ネット
	谷原小学校(防球ネット)	谷原二丁目9番26号	新設	階数	- 階
				敷地面積	- m ²
				延床面積	- m ²
景観形成に関する考え方	防球ネットを道路境界から離し、敷地の周囲へ極力圧迫感を軽減するように配慮をした。 周辺の住環境を考慮して、支柱の高さを必要最低限に抑え、街並みになじむ色彩とした。				

7	件名	住所	区分	用途	小学校
	大泉東小学校	東大泉一丁目 22番1号	新築	階数	4階
				敷地面積	14,522.320 m ²
				延床面積	9,048.300 m ²
景観形成に関する考え方	建物周囲やグラウンド周囲に厚みのある緑地を設け敷地内外からの景観に配慮し、建物も屋上緑化や壁面緑化を施した。建物形態については、長大な壁面を避けて全体を分節し、2階以上を後退させて圧迫感を軽減する等の工夫を行った。				

8	件名	住所	区分	用途	防球ネット
	大泉東小学校（防球ネット）	東大泉一丁目 22番1号	新設	階数	-階
				敷地面積	- m ²
				延床面積	- m ²
景観形成に関する考え方	防球ネットを道路境界から離しその間に緑地帯を設ける等、敷地の周囲へ極力圧迫感を軽減するように配慮をした。				

9	件名	住所	区分	用途	事務所・集会所
	学校教育支援センター（EVシャフト・駐輪場）	東大泉三丁目 18番9号	増築 色彩 変更	階数	2階
				敷地面積	676.000 m ²
				延床面積	843.079 m ²
景観形成に関する考え方	既存建物のため外観上の形状・高さの変更は行わなかったが、街並みに馴染むよう白色を基調とし色彩に配慮をした。				

10	件名	住所	区分	用途	倉庫
	大泉さくら運動公園（倉庫）	大泉学園町九 丁目4番5号	増築	階数	1階
				敷地面積	43,797.430 m ²
				延床面積	23.95 m ²
景観形成に関する考え方	建物は道路から離れた場所に新設し、周辺の景観に影響がないよう高さや色彩・材質等について配慮をした。				

11	件名	住所	区分	用途	照明塔
	大泉さくら運動公園(照明柱)	大泉学園町九丁目4番5号	新設	階数	- 階
				敷地面積	- m ²
				延床面積	- m ²
景観形成に関する考え方	照明柱は道路から離れた場所に新設し、周辺の景観に影響がないよう高さや色彩等について配慮をした。				

12	件名	住所	区分	用途	中学校
	石神井中学校	石神井台一丁目32番1号	色彩変更	階数	4 階
				敷地面積	16,874.000 m ²
				延床面積	6,450.000 m ²
景観形成に関する考え方	建物の外壁は改修前と同じ色合いとした。 屋上のネットフェンスは、周囲と調和した色彩に変更した。				

13	件名	住所	区分	用途	倉庫・便所
	土支田二丁目三号公園(倉庫・公衆便所)	土支田二丁目12番	新築	階数	1 階
				敷地面積	3,150.690 m ²
				延床面積	63.000 m ²
景観形成に関する考え方	近隣住宅との調和を考慮し、建物の高さや形態・色彩等について配慮をした。				

14	件名	住所	区分	用途	倉庫・便所
	大泉学園三丁目公園(倉庫・公衆便所)	大泉学園三丁目5番	新築	階数	1 階
				敷地面積	3,057.290 m ²
				延床面積	60.000 m ²
景観形成に関する考え方	敷地周辺に見られる地域特性を継承した景観づくりを考慮し、建物の高さや形態・色彩等について配慮をした。 公園内はオープンスペース以外を出来るだけ緑化し、周囲のまちなみとの調和を図った。				

15	件名	住所	区分	用途	小学校
	大泉学園小学校	大泉学園四丁目7番1号	色彩変更	階数	4階
				敷地面積	9,511.142 m ²
				延床面積	5,186.469 m ²
景観形成に関する考え方	改修後の外壁は既存に近い色合いで仕上げ、既に形成されている景観を維持するように配慮をした。				

16	件名	住所	区分	用途	事務所・便所
	清水山公園	大泉町一丁目6番	新築	階数	1階
				敷地面積	10,640.000 m ²
				延床面積	50.400 m ²
景観形成に関する考え方	豊かな自然環境を保全することを公園整備の基本方針とし、周囲の景観と調和するよう建物の形態や意匠等に配慮をした計画とした。				

17	件名	住所	区分	用途	地下駐輪場
	平和台地下駐輪場	平和台四丁目24番から北町六丁目10番	新設	階数	2階/地下1階
				敷地面積	- m ²
				築造面積	3778.64 m ²
景観形成に関する考え方	周囲に極力圧迫感を与えないよう街並みのスケールに合った形態や高さを配慮した。 外壁の色彩は周辺の店舗・住宅等に馴染むように配慮した。				

18	件名	住所	区分	用途	プール
	上石神井北小学校（プール）	高野台一丁目8番34号	色彩変更	階数	1階
				敷地面積	10,376.000 m ²
				延床面積	46.000 m ²
景観形成に関する考え方	塗装箇所は基調色を用いる計画とし、周辺の建物との調和を図るよう配慮をした。				

19	件名	住所	区分	用途	小学校
	中村西小学校	中村北四丁目 17番1号	色彩 変更	階数	3階
				敷地面積	14,095.150 m ²
				延床面積	4,854.000 m ²
景観形成に関する考え方	長く地域に親しまれた既存の色彩を踏襲することによって、これまでと違和感のない景観を維持することに配慮した。				

20	件名	住所	区分	用途	小学校
	練馬東小学校	春日町一丁目 30番11号	色彩 変更	階数	3階
				敷地面積	11,470.000 m ²
				延床面積	5,206.000 m ²
景観形成に関する考え方	外壁の色は既存に近い色で仕上げ、既に形成されている景観を維持し、近隣の公共施設と一体感となるよう配慮をした。				

21	件名	住所	区分	用途	中学校
	光が丘第一中学校	光が丘六丁目 5番1号	色彩 変更	階数	4階
				敷地面積	15,000.000 m ²
				延床面積	6,515.558 m ²
景観形成に関する考え方	隣接して建つ区立施設との差別化を図り、現況の色から大きく変えることなく同じ系統の色群から配色するよう配慮をした。				

(2) 変更の届出通知 **6 件**

- ・ 豊玉第二中学校
- ・ 開進第四中学校
- ・ 第七出張所 (出張所・保育園・区民施設)
- ・ 中里郷土の森緑地体験学習施設
- ・ 西大泉緑地
- ・ 上石神井中学校

(3) 工事完了後の通知 **8 件**

- ・ 豊玉第二中学校
- ・ 光が丘第四中学校
- ・ 大泉北出張所
- ・ 区営平和台三丁目アパート
- ・ 区営平和台三丁目第二アパート
- ・ 大泉南小学校
- ・ 西大泉緑地
- ・ 第六出張所 (出張所・保育園)

2 参考

(1) 景観法第 16 条第 5 項より抜粋

(届出及び勧告等)

・・・当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

(2) 練馬区景観条例第 28 条より抜粋

(公共施設等景観形成方針)

区長は、公共施設・・・の整備に関する良好な景観の形成のための方針・・・を定めるものとする。

(3) 練馬区景観条例施行規則第 9 条より抜粋

(国の機関または地方公共団体が行う行為の通知)

法 16 条第 5 項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書 (第 5 号様式) により行うものとする。

・・・当該通知に係る行為が完了したときまたは当該通知に係る行為を中止したときは、景観計画区域内における行為の完了 (中止) 通知書 (第 5 号様式の 3) により区長に通知しなければならない。